

第2節 運営と諸規程

司計係・管財係)、経理課(出納係・経理係・用度係・管理係・共済組合係)が置かれた。

更に昭和40年4月1日施設課に部制が施行され、施設部に企画課(企画係・工事経理係)、施設課(第一工営係・第二工営係・電気係・機械係)が置かれた。

その後、昭和44年6月16日には人事課に職員係が設けられた。

次に事務局にとって特記すべき出来事は、昭和44年の学園紛争期の一部学生による本部庁舎の封鎖である。すなわち昭和44年1月工業短期大学部学友会の自衛官問題に関する公開質問状を工業短期大学部教授会に提出したことに始まるいわゆる学園紛争で、全国的な大学紛争を背景に大きくエスカレートし、同年4月25日一部学生が団交要求で本部会議室を占拠、同年5月15日には本部庁舎が一部学生集団により占拠封鎖された。そこで止むを得ず庶務部は附属図書館(千葉市弥生町)、経理部は旧医学部教室(千葉市矢作町)、施設部は職員集会所(千葉市小中台町)にそれぞれ避難、仮り住居の憂き目にあった。同年12月22日警察力を導入して封鎖を解除するまでこの状態が続いた。封鎖解除直後、すでに完成していた本部新庁舎に移転を開始、同年12月24日にはすべての移転を完了、新庁舎で業務を開始することができた。

大学の整備拡充とともに事務機構内部にもそれに対応した変化があり、事務組織規程・事務分掌規程の改正がたびたび行われてきたが、その後、更に昭和46年4月1日施設課に第三工営係が、昭和47年4月1日には主計課に監査係がそれぞれ設置された。特に同年4月1日には、施設部が2課制から3課制となり、施設課が建築課(第一工営係・第二工営係・第三工営係)、設備課(電気係・機械係)に分離された。

また、昭和52年4月1日人事課に福祉係が、昭和53年4月1日には主計課司計係が司計第一係・司計第二係に分離され、事務機構の整備が行われた。

第2節 運営と諸規程

1. 運 営

(1) 評議会、協議会

教育公務員特例法の制定と評議会、協議会 昭和24年1月12日の教育公務員特例法(以下「教特法」という。)の制定後、本学では、昭和24年10月1日に評議会規程を制定、同年12月21日午後1時50分から本部会議室において第1回評議会が開催され

た。第1期評議員は、医学部長加賀谷勇之助、薬学部長宮木高明、学芸学部長野村武衛、工芸学部長白井武、園芸学部長武田憲治、病院長中山恒明、学芸学部分校主事野尻丈七、医学部教授赤松茂、同石川憲夫、薬学部教授小幡武郎、学芸学部教授吉岡俊亮、同田中康一、同津川正美、工芸学部教授岡利亮、同辻井静二、園芸学部教授吉江修司、同河村貞之助の17氏であった。現在と異なるのは、学長は評議員ではなかったこと、評議員は学長発令であったこと等であった。第1回評議会では、学長挨拶、評議員自己紹介に続いて、評議会の性格について論議がなされ、次いで一般教養問題、文理学部・水産学部問題、教官人事等について審議がなされた。その後評議会は、新生千葉大学の発足に伴う諸問題、特に教育研究体制の確立、教員の充実、教育課程の確定、規程の整備等について精力的に活動を続けた。昭和26年10月5日には評議会規程を全部改正し、構成員、決議事項等について大幅な変更がなされた。更に昭和27年12月9日には、第1回の学長選挙のため初の協議会を開催、協議会規程を制定して学長選挙基準の審議に入った。そして、昭和28年2月1日の評議会及び協議会において、学長選挙基準、学部長選挙基準等を制定、人事関係規程の整備が図られた。昭和28年4月30日には、新たに制定された学長選挙基準に基づき、第1回学長選挙が行われ、小池学長が再任された。

暫定規則の制定と評議会 文部省は、昭和28年4月22日、「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」（昭和28年文部省令第11号）を制定、評議会の設置根拠、組織、任命権、権限等について明確化を図った。すなわち、①数個の学部を有する国立大学に評議会を置くこと、②評議会は、学長及び部局長並びに学部及び教養部の教授2名で組織すること、③評議員は、文部大臣が任命すること、④評議会は、教特法でその権限に属せしめられた事項のほか、学長の諮問に応じ、大学の運営に関する重要事項について審議することとされ、学長と共に大学運営の中枢機関として位置づけられることとされた。本学では、この規則の制定を承け、評議会規程を全面的に改正、ほぼ現在の規程に近い形となった。

大学紛争と評議会 その後評議会は、従前通りの活動を続けてきたが、昭和40年頃に始った大学紛争の嵐が昭和44年頃から本学にも吹き荒れるや、本部封鎖、機動隊導入、学長辞任等本学の運営は危機に直面した。この間評議会は、学内での開催は不能となり、学外の会場を借用し、点々と所を変えて開催せざるを得ない状態に陥った。学長選挙に至っては、郵便投票で行わざるを得ない状況であった。紛争は、1年余で収拾された。評議会は、その間に露呈された大学運営上の諸問題について検討を加え、昭和47年に千葉大学評議会規程第4条第1項の評議会の審議事項に「教育研究

第2節 運営と諸規程

の全学的な体制の整備発展に関する事項」を加えたほか、別に運営要領を制定して、大学の重要な意思決定に当っては、学長は、評議会の議を経ること、一定数の評議員の請求があるときは、学長は、請求のあった案件を評議会で諮らなければならないこと等評議会の運営についてかなりの改革がなされた。また、教授会については、構成員を拡大すること、予算に関する事項を審議事項に加えること、構成員の4分の1以上の請求があるときは、学部等の長は、教授会を招集しなければならないこと等の改革が加えられた。

筑波法の成立と協議会の廃止 昭和48年9月28日東京教育大学の筑波移転を契機として筑波大学を創設するいわゆる筑波法(国立学校設置法及び教育公務員特例法の一部改正)が成立し、翌29日(10月1日)から施行された。筑波大学においては、既存の大学と異なる新たな管理運営方法が導入され注目された。このときの教特法の一部改正で既存の大学における、協議会が廃止されることとなった。すなわち、協議会は、学長の選考等若干の人事に関する機関であったが、構成員が大部分の大学で評議会構成員と一致するため、協議会を廃止し、その権限を全て評議会へ移すこととしたのである。この改正に伴い、本学でも協議会規程を廃止し、評議会規程を改正する等若干の規程の整備を行った。その後は、工業短期大学部の廃止に伴う構成員の変更があった以外目立った変化はない。

(2) 部局長会議・各種委員会

部局長会議 本学の運営についての重要な意思決定は、評議会に諮った上で学長が行うことは、既に述べたとおりである。しかし、評議会は、構成員が多く、機動性に欠ける点もあるため、事前に各部局の代表で構成する会議で、あらかじめ意見を調整することが行われてきた。また、評議会に諮る程ではないが、全学的な立場から検討する必要のある問題についてもこの会議に諮られてきた。これが、現在部局長会議と呼ばれているもので、当初は、学部長会議といわれた。本学の運営について、評議会に次ぐ重要な機能を担っていることは、本学設立以来現在まで変わらない。

さて、第1回学部長会議は、昭和24年7月9日に開催され、新生千葉大学の構想について話し合われている。その後、昭和39年には、「学部長会議についての申合せ」が作られ、必要に応じ、図書館長、研究所長、病院長を加えることができるようにするとともに、学長の補佐機関としての位置づけがなされた。更に、昭和43年には文理学部改組により、教養部長も構成員となることとなり、学部長のみの会議という様相は失われ、部局長会議と呼ばれるようになってきた。現在、定例の部局長会議は、毎月評議会が開催される前週の火曜日に開催され、翌週開催される評議会の議事について、事前の意見交換が行われている。

各種委員会 評議会で決定すべき事項について、あらかじめ部局長会議で審議がなされることについては、前述したとおりである。しかし、慎重に検討を要すべき事項あるいは専門的知識を要する事項については、別に委員会を設置して、十分に検討を加えることが行われてきた。

委員会設置の第1号は、教員適格審査会である。教員適格審査とは、教育界から軍国主義的ないしは極端な国家主義的要素を除去するという連合国軍の占領政策により実施されたもので、教員は、全てこの審査に合格しなげばならなかった。この審査は、本学設立当初は、千葉医科大学教員適格審査会規程によって行われてきたが、昭和26年6月これに代えて千葉大学教員適格審査会規程が制定され、教員の適格審査が行われた。しかし、連合国軍の占領政策の変更により、この制度は、翌27年4月に廃止された。従って、実質的な委員会の第1号は、同27年4月1日、職員及び学生の保健衛生並びに能率の増進のため設置された健康管理審議会ということになる。同審議会は、学長及び各部局長のほか医学部の臨床教授等で構成され、昭和50年4月17日健康管理委員会に改組されるまで、23年の長きに亘り、職員・学生のための保健衛生管理活動を行った。次いで、昭和27年9月には、災害予防委員会が、翌28年には、厚生補導委員会及び一般教育委員会が設置された。厚生補導委員会は、学生の厚生補導に関する事項を審議する機関で、学生部長並びに学部及び教養部の教官各3名で組織され、学寮、課外活動及び福利厚生等の3部会から成り、本学の学生問題に関する専門機関として現在まで変らぬ活動を続けている。また、一般教育委員会は、昭和45年11月16日に学部教養部連絡協議会に改組されてはいるが、設立以来現在まで、全学生が必ず履修しなければならない一般教育について、各学部及び教養部間の調整機関としての役割を果たしている。

その後の委員会設置の主要なものをたどってみると、昭和30年9月には、入学試験運営委員会が、昭和35年2月には、放射性同位元素委員会（昭和52.5.1放射線障害防止規程の制定により改組）が、昭和39年12月には、千葉大学の統合整備に関する委員会が、昭和42年6月には、西千葉地区体育施設運営委員会が、それぞれ設置され、更に昭和48年7月には、本学においても深刻化してきた環境問題（特に実験排水による環境汚染）に対処すべく環境保全委員会が設置され、また昭和51年9月には、学生及び研究者の国際交流を活発にするため国際交流委員会が、昭和52年9月には、後期3年の総合的博士課程設置に向け、総合大学院問題特別調査委員会が設置された。その間、昭和45年12月から評議会内委員会として、第1～第4の各小委員会と2つの特別委員会が順次設置され、各評議員が委員を分担し、評議会の活動を円滑ならしめている。現在25の委員会と6つの評議会内委員

第2節 運営と諸規程

会が活動を続けており、本学運営の一端を担っている。

2. 諸規程の変遷

(1) 制定手続の変遷

本学の諸規程は、全学的なもののうち比較的重要なものについては、評議会の議を経て学長が、軽微なものについては、評議会に諮ることなく学長がそれぞれ定めている。また、教特法により評議会（昭和48年の改正）（前は協議会も）が定めることとされているものもある。部局の規程については、教授会が定め、そのうち重要なものについては、あらかじめ学長の承認を得ることとなっている。このような手続きは、本学発足以来今日までそれ程変わっていない。

(2) 主要規程の変遷

本学で最初に定められた規程は、学則（当時は千葉大学）
通則といたった。である。この学則は、千葉大学設置認可申請書に添付されたもので、本学発足と同時に発効している。制定当初の学則は、本則48条と附則とから成り、第1条においては、本学の設置目的として、「教育基本法及び学校教育法第52条に基づいて、広く一般教養の知識を修得させ、人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸を教授研究し、人類文化に寄与すること」が定められていた。同条は、昭和30年本学に大学院が設置される際現在のように改正された。

内容別に主要規程の変遷をたどってみると、まず、管理運営関係については、昭和24年10月に評議会規程が制定されている。その後の変遷については、前項の説明に譲る。委員会関係については、前項の委員会の変遷について述べたところに応じ、規程の制定・改廃がなされている。管理運営関係でこの他に重要なものとしては、教授会規程がある。同規程は、昭和26年10月に制定されたが、内容は現在のものとあまり変わらない。制定後は、学内組織の改正に伴う字句の修正があったほかは、紛争後の改革の一環として、昭和47年に構成員の拡大、審議事項に予算に関することを追加、構成員の請求による開催を認める等の改正がなされたのみである。

学事関係については、まず学則については、前述のほか、組織及び学生定員の変更に伴う改正が毎年あったほか、主なものとしては、昭和26年の全面改正について、昭和28年に入学資格の改正が、昭和29年には、外国人学生及び委託研究生制度を行うための改正が、昭和30年には、医学進学課程の設置に伴う改正が、昭和33年には、一般教育科目の改正が、昭和44年には、教養部設置に伴う一般教育関係規定の改正が、昭

和46年には、一般教育関係規定を教養部規程に移すための改正が、昭和48年には、外国留学制度及び単位互換制度を実施するための改正が、昭和49年には、学期区分、入学手続及び料金関係規定の改正が、昭和51年には、編入学制度の改正が、それぞれ行われ、現在に至っている。学則以外の学事関係規程では、昭和26年に学生通則及び同施行細則が制定され、学生証の様式、諸手続の具体的方法及び書式等が定められた。また、同年には、学寮規程も定められている。更に、昭和27年には、聴講生規程、現職教育委託生規程（現委託研究生規程の前身）及び授業料の減免に関する規則（現授業料の免除等及び寄宿料の免除に関する規程）が、昭和28年には、外国人特別入学生規程（現外国人学生規程の前身）及び専攻生規程が制定され、学事関係規程は、ほぼ整備された。その後は、若干の改正があったほかは、昭和50年制定の入学期の免除に関する規程が目につく程度である。

人事関係では、昭和25年に名誉教授の称号授与に関する規程が制定され、同年9月22日に久保護躬氏に千葉医科大学名誉教授第1号が、昭和30年6月1日に石川憲夫氏に千葉大学名誉教授第1号が贈られた。次いで、昭和26年には、教員適格審査会規程が制定されたが、そのことについては、前項で既に述べた。翌27年には、休職規程及び教員の停年に関する規程が制定され、本学教員の停年が65歳と定められた。昭和28年には、学長選考基準及び学部長選考基準等の部局長の選考基準の整備が図られ、また、昭和29年には、教員選考基準及び勤労感謝の日における千葉大学職員に対する感謝状贈呈要綱（現永年勤続者表彰規程の前身）が制定され、この頃で人事関係規程は、ほぼ整備された。その後は小幅な改正が続いた程度であるが、昭和40年には、全国の大学に先がけて、教特法に基づき評議会が行う審査に関する規程及びその関係細則が定められたほか、学長選考基準が全面的に改められ、併設短期大学の教授、助教授及び講師が選挙権者に加えられ、学長の任期を再任の場合は、2年とし、引続き6年を超えて在任することができないこととされ、また、選定委員会を設置すること、再度の決選投票でも結果が同じときは、年長者を当選者とする等々の改正が行われ、ほぼ現在の基準に近い形となった。その後、昭和45年には、養護教諭養成所の教官を選挙権者に加えるとともに、再度の決選投票で当選者が決まらない場合、年長者を当選者としていたのをくじて決定する改正が行われた。また、昭和47年には、部局長の選考基準が改正され、任期は2年、再任は1回限りとされた。昭和51年には、客員教授の制度が新設されたことに伴い、客員教授選考基準が制定された。

庶務関係では、昭和26年に事務組織規程が制定され、本学の事務分掌の明確化が図られたほか、学報発行規程が制定され、千葉大学学報第1号が発行された。次いで、昭和28年には、宿日直規程が、翌29年には、文書処理規程が制定され、本学の文書の

第2節 運営と諸規程

処理方法が確立された。その後は、昭和42年に本学の電気工作物の安全な維持管理を図るため自家用電気工作物保安規程が、昭和50年には、実験排水等による環境汚染の防止のための有害廃棄物取扱規程が、昭和51年には、環境問題の研究推進のための環境科学研究機構運営規程が制定された。更に、昭和52年には、本学のR I施設毎にバラバラに定められていた放射線障害予防規程を統一し、放射性同位元素等の取扱いについて詳細に定めるとともに、放射性同位元素委員会を改組するための放射線障害防止規程が制定された。

会計関係では、昭和27年7月に前渡資金経理規程が定められたほか、規程の整備は昭和40年代に入ってからである。すなわち、昭和40年に予算執行職員の補助者を定める基準、部内会計実施監査規程及び科学研究費補助金経理規程が、昭和42年には、競争入札関係の規程及び国有財産関係の規程が、昭和46年には、物品管理及び契約関係の規程が、それぞれ制定され、また、昭和49年には、授業料の徴収及び旅費の支給に関する規程が、昭和52年には、債権管理等に関する規程が制定され、会計関係規程は、ほぼ整備を完了した。

(3) 規程集の発行

本学の諸規程は、制定・改廃の都度学内へ周知するほか、昭和27年以降は、その年から毎年発行されることとなった千葉大学一覧に主要なものを掲載していた。しかし、一覧には、全規程が掲載される訳でなく、また、執務上もいちいち制定・改廃通知等に当らなければならないのは、不便でもあったので、本学の全規程を掲載した規程集の発行が要望されていたが、昭和41年10月一応加除式の体裁を採ったA5判本文414頁からなる規程集が発行された。この規程集は、暫らく使用されたが、加除式とはいえ、普通の印刷会社に印刷させたため追録の作成がかなりむずかしかったこと、縦組であったこと等種々不便な点があったので、昭和45年秋法令集専門の出版社である帝国地方行政学会（現在の(株)ぎょうせい）に発注、現在の横組・加除式の本格的規程集を発行した。爾来毎年追録を発行、現在第8号迄が発行されており、1,000頁に近い厩大なものとなっている。

なお、会計関係規程については、特殊専門的なものが多いため、昭和41年の規程集発行の際別冊とされ、現在に及んでいるが、昭和50年1月には、会計関係規程集も千葉大学規程集同様、加除式の本格的なものが発行された。

3. 諸行事等

千葉大学発足以来、諸行事・催し物は、さまざまな形で、数多く挙行されてきているが、ここでは、全学的に挙行された主なものについて述べることにする。

開学式 昭和24年5月31日国立学校設置法施行に伴い同日千葉大学が発足し、諸準備の末、同年11月5日に千葉大学開学式が当時の医学部本館講堂（現在の新病院玄関前あたりに時計台の建物があり、その建物内に医学部本館講堂があった。）において盛大に挙行された。

入学式 第1回入学式は、昭和24年7月20日に当時の医学部本館講堂において挙行され、学長の告辞、部局長の紹介及び入学生代表の宣誓等が行われ、649名の入学生が大学生活のスタートを切った。その後、毎年4月に全学統一による入学式が挙行されてきたが、昭和45年度の入学式は、いわゆる大学紛争により会場の確保ができず、各学部、工業短期大学部、養護教諭養成所ごとに挙行され、この形式は昭和52年まで続いた。

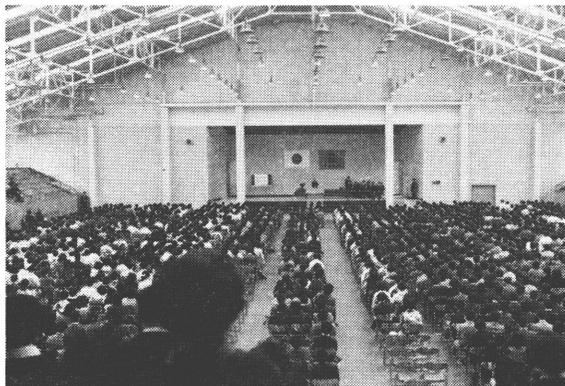


昭和53年度入学式

しかし、昭和53年に至り、既に平穏な学内状況となっていること及び学内外における全学統一による入学式挙行の強い要望もあったことから、4月8日に千葉公園体育館において、再び全学統一による入学式が挙行された。

なお、入学式は、以後毎年4月8日（日曜のときは翌日）に行われることになった。

卒業式 第1回卒業式は、昭和28年3月18日に当時の医学部本館講堂において挙行され、



昭和49年卒業式

第2節 運営と諸規程

卒業証書授与後、学長の告辞、卒業生代表の答辞等が行われ、本学から541名の学生が実社会等へ新しい人材として送り出された。その後毎年3月に全学統一による卒業式が挙行されてきたが、昭和44年の卒業式は、いわゆる大学紛争により会場の確保ができず、各学部、工業短期大学部、養護教諭養成所ごとに挙行され、この形式は昭和48年まで続いた。しかし、昭和49年に至り、既に平穏な学内状況となっていること及び学内外における全学統一による卒業式挙行の気運が高まったことにより、3月23日に千葉公園体育館において再び全学統一による卒業式を挙行することになり、以後毎年3月23日（日曜のときは翌日）に同体育館において挙行されている。

大学院入学式 第1回入学式は、医学研究科の大学院設置に伴い、昭和30年9月8日に当時の医学部本館講堂において挙行され、15名の大学院生が研究者としてのスタートを切った。また、医学研究科以外の研究科については次のとおり第1回入学式が挙行され、各専攻分野の研究者としてのスタートを切った。

薬学研究科	昭和39年4月28日
工学研究科	昭和40年4月28日
園芸学研究科	昭和44年4月30日
理学研究科	昭和50年4月28日

その後、毎年4月に各研究科ごとに大学院入学式が挙行されてきたが、昭和54年からは、全学統一による大学院入学式が4月12日（日曜のときは翌日）に行われることになった。

学位記授与式 第1回学位記授与式は、昭和34年3月23日に当時の医学部本館講堂において挙行され、15名の医学研究科修了生が研究者として実社会へ送り出された。また、医学研究科以外の研究科については次のとおり第1期生の学位記授与式が挙行された。

薬学研究科	昭和41年3月23日
工学研究科	昭和42年3月23日
園芸学研究科	昭和46年3月25日
理学研究科	昭和52年3月25日

その後、毎年3月に各研究科ごとに挙行されていたが、昭和49年からは、毎年3月25日（日曜のときは翌日）に医学部記念講堂で、昭和51年以降は全学統一による授与式が行われるようになり、学位記授与、学長の告辞、修了生代表の答辞等が行われ、各専攻分野の研究者として実社会へ送り出されている。

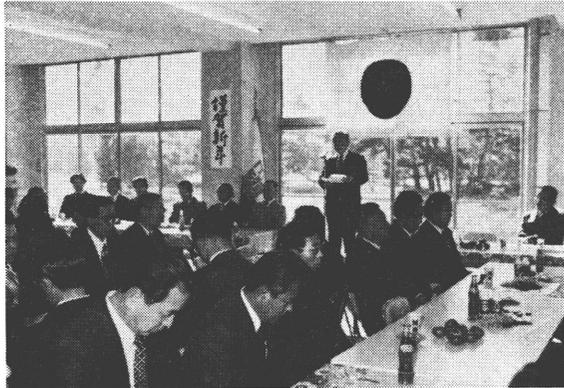
永年勤続者表彰式 これは、勤労感謝の日に際し、本学に多年勤務した者に表彰

状を授与するものである。当初は、永年勤続者感謝状贈呈式として発足し、昭和29年11月23日に学長室において挙行され、35名の方々に感謝状と記念品が贈呈された。

その後毎年挙行され、昭和48年度からは現在の永年勤続者表彰式となった。

新年祝詞交換会 これは、毎年御用始めの日に学長・部局長・評議員をはじめ、本部及び各部局の教職員が出席して開催されてきた。

この次第は、まず、学長から挨拶があり、年頭の抱負が述べられた後、乾杯を行って祝宴に移り、なごやかな祝詞交換が行われる。



停年退職教官歓送懇談会 これは、毎年停年により本学を退職される先生方をお招きし、千葉大学創立30周年を迎える昭和54年の新年祝詞交換会永年の御労苦を感謝するものである。

第1回の懇談会は、昭和46年3月29日に行われ、学長から先生方に永年にわたる在職中の御功勞に対し謝辞が述べられ、また、今後の御活躍が祈念され、先生方からは、思い出話及び本学に対する希望、意見等が述べられた。

その後、毎年3月に行われてきている。

勸奨退職者歓送懇談会 これは、毎年、その前年度中に勸奨によって本学を退職された方々をお招きし、永年の御労苦を感謝するものである。

第1回の懇談会は、昭和48年4月26日に行われ、学長から、御勇退の方々に永年にわたる御労苦に対し謝辞が述べられ、御勇退の方々からは、思い出話及び本学に対する希望等の意見が述べられた。

その後、毎年4月に行われてきている。

名誉教授との懇談会 これは、名誉教授を本学にお招きし、学長・部局長等が出席し、教育研究上の諸問題に関し、本学のあり方について懇談するものである。

第1回の懇談会は、昭和47年11月17日に行われ、学長から本学の現状及び将来計画等が説明され、次いで、各部局長から当該部局の近況報告及び将来計画についての説明がなされ、名誉教授の方々からは、本学に対する希望、意見が述べられた。その後、毎年11月に開催されている。